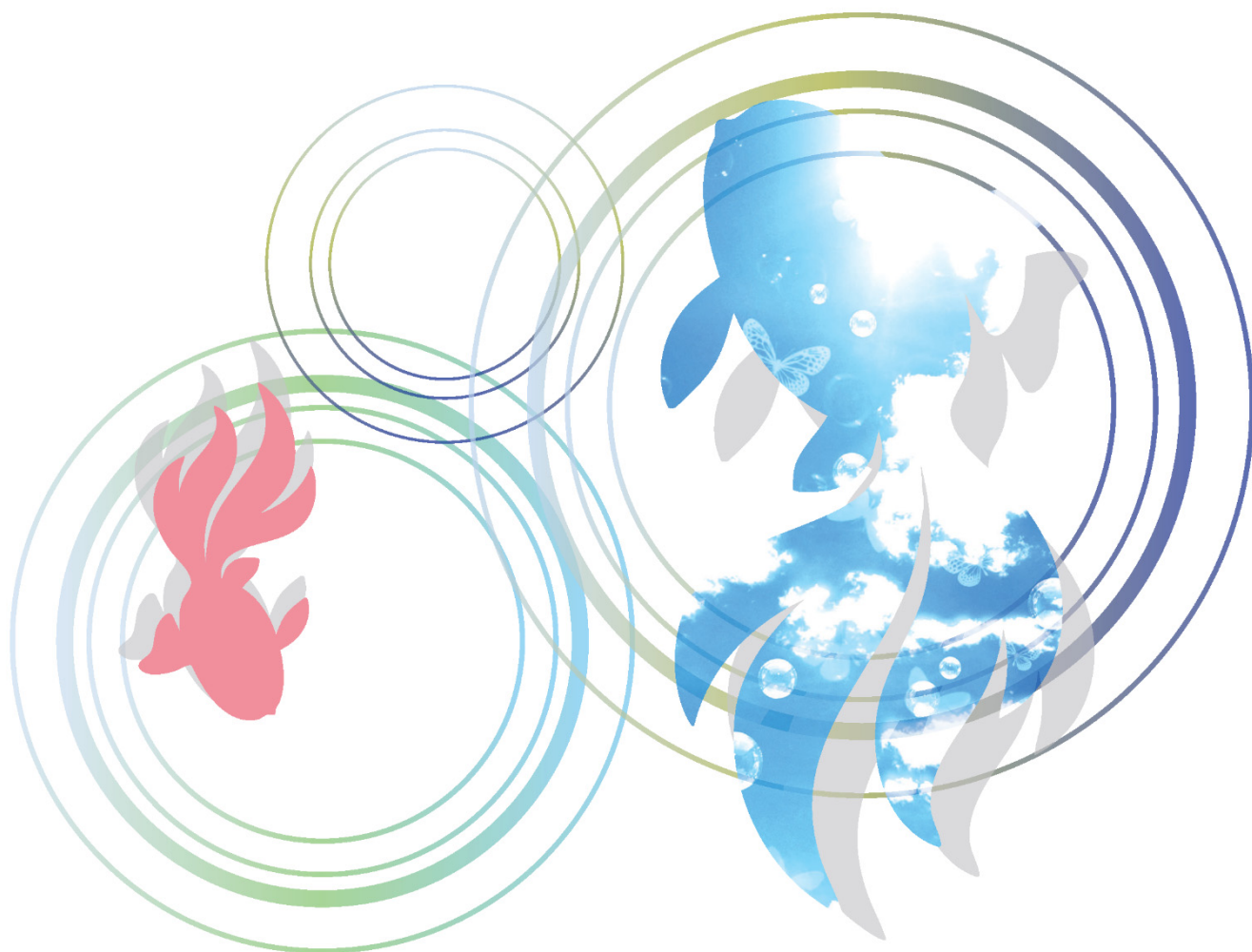


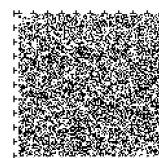
第1期 弥富市地域福祉計画・地域福祉活動計画

重層的支援体制整備事業実施計画・成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画



令和8年3月
弥富市
弥富市社会福祉協議会

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを印刷しています。専用アプリ「Uni-Voice」をダウンロードし、各ページの音声コードを読み取ると、内容を音声で聞くことができます。



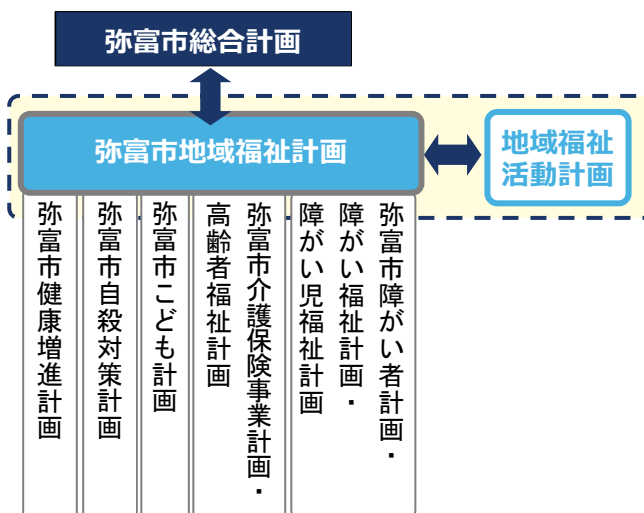
■ 計画の概要

■ 「弥富市地域福祉計画」は、市民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組方針を明確に示した計画です。

■ 社会福祉協議会が中心となって推進する「地域福祉活動計画」を併せて策定し、地域福祉の推進に向けて整合を図ります。

■ 「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を包含します。

■ 計画期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間です。

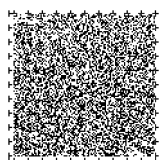


弥富市地域福祉計画	社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として、本市における地域福祉の基本的施策の方針を定める計画
地域福祉活動計画	弥富市社会福祉協議会が策定する活動計画であり、市民や福祉の関係団体等が主体的に地域福祉の推進を目指すための実践的な計画
重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法第106条の5の規定による重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための計画
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定による成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進するための方向性を定める計画
再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定による再犯の防止に関する施策を推進するための方向性を定める計画

POINT

地域共生社会とは？

■ 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。



■ 基本理念

- 市民、行政、社会福祉協議会、地域の各種団体、事業者、医療機関、教育機関、企業等が地域の支え合いやふれあい等を通して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。

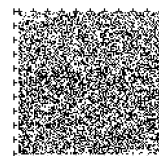
〈基本理念〉

笑顔と希望あふれる、健やかで共に支え合うまち やとみ



■ 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策
笑顔と希望あふれる、 健やかで共に支え合うまち やとみ	基本目標① しゅくみ づくり	○気軽に相談できる環境をつくる ○必要な福祉サービスを届ける ○関係機関と協力し合う関係をつくる
	基本目標② 支え合い づくり	○福祉について学ぶ機会をつくる ○地域で活動する人を増やす・育てる ○地域で活動する人を支援する
	基本目標③ つながり づくり	○気軽に集まれる居場所をつくる ○誰もが役割をもち、活躍できる場所をつくる ○高齢者や障がいのある人の移動手段を確保する
	基本目標④ 安全・安心 づくり	○防災・防犯対策を進める ○すべての人の権利を守る （成年後見制度利用促進基本計画） ○犯罪をした人の社会復帰を支援する （再犯防止推進計画）



■ 施策の展開

基本目標

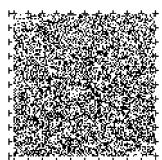
1

しくみ
づくり



- 既存の資源やネットワークを強化し、分野の横断的な支援体制を整備します。
- 分野を問わず気軽に相談ができる体制の充実を図るとともに、福祉サービスに関する情報発信の強化を通じて、適切な支援につなげます。
- 関係部署と情報を共有しながら、本市の地域課題の把握に努め、必要な地域資源等の検討を行うことで、課題が深刻化する前の早期発見・早期支援につなげます。

気 環 境 に 相 談 で き る	市民・地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○悩みごとや困りごとはひとりで抱え込まず、相談します。 ○相談窓口に関する情報を収集し、必要としている人に伝えます。
	行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ①分野を超えた包括的な相談支援体制の充実 ②身近で専門的な相談先の充実 ③登校できないこどもについての相談支援の充実 ④相談窓口に関する情報提供の充実
必 要 な 福 祉 サ ー ビ ス を 届 け る	市民・地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスに関する情報を収集し、必要なときに活用します。 ○家族や身近な人が福祉サービスを利用する際は、本人の意向を尊重します。 ○NPO、ボランティア団体、事業者等は、市民のニーズにあったサービスを展開します。
	行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ①個人・世帯状況を把握する福祉票の作成 ②福祉サービスに関する情報提供の強化 ③福祉サービスの量と質の確保
関 係 機 関 と 協 力 し あ い ま う	市民・地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体同士による交流を行い、活動の広がりや協力体制を強めます。
	行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ①庁内における連携体制の強化 ②事業者・関係団体等の連携体制の強化 ③生活困窮者等への包括的な支援の推進



支え合いづくり



- 本市に住むすべての人が地域の課題を「自分ごと」として捉えられるよう、情報発信や啓発活動に取り組むとともに、人と人とのつながりを広げ、社会的なネットワークの強化を図ります。
- 困りごとを地域で解決できるよう、担い手の養成や担い手への活動支援に努め、市民一人ひとりが地域の一員として役割や関心をもちながら、助け合える支え合いづくりを推進します。

福祉について学ぶ機会をつくる

市民・地域の取組

- 地域福祉に関心をもち、地域福祉に関する研修や講演会に参加します。
- 地域の課題について考え、「自分ごと」として捉えます。
- 日常生活の中で「自助」「互助」の意識を育みます。

行政の主な取組

- ①学校における福祉教育の充実
- ②地域福祉への関心を高めるための啓発の推進
- ③家族介護者等への支援の充実
- ④市職員の福祉に対する意識の向上に向けた取組の充実

地域で活動する人を増やす・育てる

市民・地域の取組

- ボランティア活動に興味や関心をもち、積極的に参加します。
- 担い手の養成講座等に参加します。
- 声かけや見守り活動等、身近な活動から地域に貢献します。
- あいさつや声かけ等をして、積極的に近所の人と関わります。
- 地域活動を行う団体や組織は、取組や活動内容について積極的に情報を発信します。

行政の主な取組

- ①支え合いの意識の醸成に向けた啓発の充実
- ②高齢者や障がいのある人の生活支援に向けた地域の助け合い体制の強化
- ③地域活動の実践に向けたきっかけづくり
- ④地域における子育て支援の推進
- ⑤自治会・町内会等のコミュニティ活動の支援

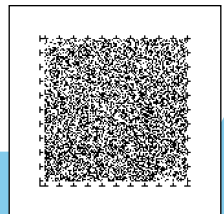
地域で活動する人を支援する

市民・地域の取組

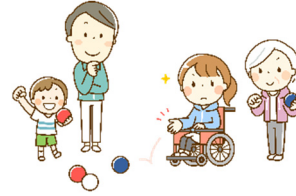
- 地域活動に必要な知識や技術を身につけるための研修に参加します。
- ボランティア団体等は、取組や活動内容について積極的に情報を発信します。
- ボランティア団体等は、他の団体と積極的に交流する機会をもちます。

行政の主な取組

- ①ボランティア団体等の活動支援の推進
- ②市民活動団体等の相談支援の推進



つながりづくり



■すべての人がつながることのできる居場所づくりや多世代で交流できる機会、就労を含む誰もが活躍できる場の充実に加え、誰もが交流の場に参加できるよう、移動が困難な人の移動手段の確保に取り組むことで、市民が地域や人と人、人や社会との「つながり」を実感できるまちづくりを目指します。

居場所が集まれる

市民・地域の取組

- 地域にある居場所やつながりの場、地域のイベント等に関する情報を集めて、積極的に参加します。
- 地域の様々な人と関わり、世代や属性を超えてつながります。
- 市民が主体となって誰もが気軽に集うことができる居場所づくりに取り組みます。

行政の主な取組

- ①地域の誰もが気軽に集える居場所づくりの推進
- ②学校を中核とした居場所づくりの推進
- ③居場所に関する情報発信の充実

活躍できる場所をもつ、誰もが役割をもつ

市民・地域の取組

- 年齢や障がいの有無にかかわらず、自分の能力を生かしながら、社会参加や生きがいづくりに取り組みます。
- 自分にあった働き方や社会参加の方法を見つけます。
- 就労や社会参加に関する情報を収集します。

行政の主な取組

- ①高齢者や障がいのある人の地域活動の促進
- ②高齢者や障がいのある人の就労機会の充実
- ③多様な活動の場に関する情報提供の充実

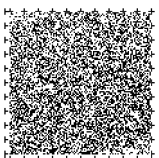
高齢者や障がいのある人の移動手段を確保する

市民・地域の取組

- 近所で移動に困難を抱えている人がいたら、できる範囲で支援します。
- 移動支援に関する情報を収集して、積極的に外出します。

行政の主な取組

- ①移動困難者に対する移動手段の検討
- ②日常生活における買い物支援サービスの充実
- ③タクシー料金助成事業の実施



安全・安心づくり



- 防災対策の推進や自主防災組織への市民の参加促進を図ります。
- 虐待の未然防止、発生時の迅速・適切な対応及び虐待防止に関する周知・啓発を図ります。また、誰もが尊厳のある自分らしい生活を送るため、成年後見制度の利用促進に取り組みます。
- 安全・安心なまちづくりを推進するため、啓発や情報提供を通じて防犯意識の醸成を図ります。
- 犯罪をした人が地域で孤立することなく、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指します。

防災・防犯対策を進める

市民・地域の取組

- 日頃から防災・防犯意識を高めます。
- 地域の自主防災組織や自主防犯団体の活動に参加します。
- あいさつや声かけ等をして、日頃から地域の人と顔の見える関係を築きます。
- 高齢者や障がいのある人、こども等、近所にいる要支援者を把握します。
- 地域で見回りや見守り活動を行い、犯罪の抑止に努めます。

行政の主な取組

- ①こどもの命を守る防災教育の推進
- ②自主防災組織の育成及び活動支援
- ③避難行動要支援者の支援体制の整備
- ④災害ボランティア等との連携強化
- ⑤感染症対策の推進
- ⑥防犯に関する知識の普及・啓発

すべての人の権利を守る

市民・地域の取組

- 人権意識を高め、すべての人の権利と尊厳を尊重します。
- 介護や子育てに負担を感じたら、相談機関に相談します。
- 虐待等の問題に気づいたら、速やかに専門機関に相談します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての情報を収集し、必要に応じて活用します。

行政の主な取組

- ①虐待防止の推進
- ②成年後見制度に関する普及・啓発
- ③成年後見制度の利用促進
- ④市民後見人の育成
- ⑤権利擁護の総合相談窓口の周知・啓発

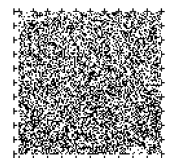
社会犯罪復罪をした人への支援

市民・地域の取組

- 市や保護司、関係団体が行っている再犯防止に関する取組に関心をもち、理解を深めます。
- 犯罪をした人が地域で孤立しないよう、地域で見守るとともに、必要に応じて相談機関等につなぎます。

行政の主な取組

- ①犯罪をした人の立ち直り支援への理解の促進
- ②保護司等との連携強化



地域福祉活動計画

■ 弥富市地域福祉計画と弥富市地域福祉活動計画の関連

- 弥富市地域福祉活動計画は、弥富市地域福祉計画と一体的に策定し、理念や基本目標、基本施策を共有し、相互に連携を図りながら本市の地域福祉を推進します。



◀弥富市社会福祉協議会
イメージキャラクター
“しゅらんちゃん”

■ 社会福祉協議会とは？

- 地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等の関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が“住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」”の実現を目指して、様々な活動を行う民間の組織です。

■ 重点的な取組

1 相談支援の充実

- ふくし総合相談窓口において、「断らない」相談を念頭に、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が市民の地域生活課題を受け止め、継続的に支援していきます。
- 課題の解決に向けて、幅広い関係者と連携しながら、取組の方向性を整理し、効果的な支援につなげていきます。

2 福祉教育の推進

- 関係機関と連携しながら、学齢期の頃から様々な場で福祉教育を実施します。
- 市民一人ひとりが地域の課題を「自分ごと」として捉えられるようにするとともに、地域福祉に携わる人材確保・育成につなげるため、福祉教育のさらなる充実を図ります。

3 「受援力」向上に向けた災害ボランティアセンターの機能強化

- 行政と社会福祉協議会が連携しながら災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けた体制を整えるとともに、併せて災害ボランティアコーディネーターの養成にも取り組んでいきます。

4 見守り活動の充実

- ひとり暮らし高齢者等が地域から孤立することを防ぎます。また、日常生活に課題を抱える高齢者を早期に発見し、必要な支援につなげます。

発行

弥富市 健康福祉部 福祉課

発行日

令和8年3月

TEL

0567-65-1111

FAX

0567-67-4011

